

自動車保管場所証明申請・届出をされる方へ 御案内

1 保管場所(車庫)の要件

保管場所（車庫）とするには、次の要件が必要です。

- ・ 駐車場・車庫・空き地等道路以外の場所であること
- ・ 使用の本拠の位置から直線で2キロメートルを超えないこと
- ・ 道路交通法第4条第1項（公安委員会が行う交通規制）に基づく、自動車の通行禁止（道路交通法第8条1項）の交通規制が行われていないこと
- ・ 自動車が通行できる道路から、支障なく出入りさせることができ、かつ、自動車全体を収容できること
- ・ 保管場所として使用できる権限を有すること

2 自動車（登録自動車）の手続き

自動車（登録自動車）は、運輸支局において登録、変更をする場合に警察署長が交付する保管場所を確保していることを証する書面「自動車保管場所証明書(車庫証明書)」を提出しなければなりません。

対象車両

適用地域に使用の本拠の位置（個人の場合住所地、会社の場合の所在地等）がある自動車の保有者が下記の態様に該当する場合です。

- ・ [新規登録](#)（新車購入、ナンバーの登録）
- ・ [移転登録](#)（中古車を購入又は譲り受けるなど所有者の変更があったとき）
- ・ [変更登録](#)（自動車の使用の本拠の位置の変更）

（注記）「同居の親族間の名義変更」「会社の社名変更」等使用の本拠の位置に変更がないときは、保管場所証明の必要がない場合がありますので、詳しくは運輸支局へお尋ねください。

3 軽自動車の手続き

岐阜県内の軽適用地域である[岐阜市（柳津町除く）](#)、[大垣市（上石津町、墨俣町除く）](#)、[各務原市（川島町除く）](#)、[多治見市（笠原町除く）](#)にお住まいの方は軽自動車を保有したときは、保管場所の位置を管轄する警察署長へ届出なければなりません。

対象車両

- ・ 新車、中古車を新たに保有したとき
- ・ 保管場所（車庫）を変更したとき
- ・ 適用地域内に転居したとき

4 申請書類について

申請に必要な書類は、岐阜県下警察署交通課の窓口にて無料でお渡しできるほか、岐阜県警察ホームページからダウンロードすることができます。警察署でお渡しする書類は複写となっておりますが、ご自身でダウンロードされる場合は必要枚数作成していただきます。

当県以外の様式や、申請・届出を行う方が独自に作成した様式であっても、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則に定められた様式に記入すべき事項がすべて記入されているなど、同規則に定められた様式であると認められるものであれば、申請または届出に使用することができます。

自認書又は保管場所使用承諾証明書について

保管場所の土地・建物が

- ・ [自己所有の場合](#)：保管場所使用権原疎明書面（自認書）
- ・ [他人所有の場合](#)：保管場所使用承諾証明書
- ・ [共有の場合](#)：共有者全員の保管場所使用承諾証明書

上記権原書面の他、土地・建物の賃借契約書の写しても可

（注意）駐車場の位置、使用期限、名義人の住所、土地の所有者の氏名・住所が記載されているものに限ります。（保管場所使用承諾証明書の要件が満たされていない場合は、改めて保管場所使用承諾証明書を提出して頂くことがあります。使用開始日は申請日以前であり、かつ使用期間は継続して1ヶ月以上有している必要があります。）

5 手数料

- ・ 自動車保管場所証明申請手数料 **2,200 円**
- ※ 手数料は岐阜県収入証紙での納入となります。

6 郵送による交付について

- ・ 郵送による車庫証明書の交付を希望される場合は、申請時に宛先の住所・氏名が記載された郵便局のレターパックを持参してください。
（注意）郵送はレターパックプラスに限ります。郵送のため通常の窓口交付より処理日数を要します。申請者においてレターパックプラスを購入し、申請時に提出する必要があります。

7 注意事項

- ・ 手手続きは保管場所（車庫）を確保してから申請してください。
- ・ 各種書類について押印不要です。

- ・ 申請書の提出は代理人等、申請者以外の方でも提出していただけます。
- ・ 申請書の訂正は申請者本人、権限を委任された行政書士以外の方は訂正することができません。
- ・ 郵送による車庫証明の申請はできません。
- ・ 原則として、交付後の書類の訂正はできませんので、受け取る際に確認してください。
- ・ 消すことのできるボールペンは使用しないでください。
- ・ 自動車保管場所証明書は1ヶ月（40日）以内に運輸支局へ提出してください。
(1ヶ月を過ぎた場合は再度、申請する必要があります。)